

○租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件

昭和六十三年十二月三十日

総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第三号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を次のように定める。

1 租税特別措置法施行令第四十条の四第一項に規定する要件を満たす公益信託であることにつき主務大臣(同条第二項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)の同条第二項に規定する証明を受けようとする当該公益信託の受託者は、別記様式一による申請書に、当該公益信託に係る信託行為を添付し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の申請に係る公益信託が租税特別措置法施行令第四十条の四第一項に規定する要件を満たすものであると認めるときは、別記様式二による証明書をその受託者に交付するものとする。

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第七十条第三項に規定する特定公益信託(以下「特定公益信託」という。)が租税特別措置法施行令第四十条の四第三項に規定する認定を受けるための要件を満たすものであることにつき主務大臣の同項に規定する認定を受けようとする当該特定公益信託の受託者は、別記様式三による申請書に次に掲げる書類を添付し、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 当該特定公益信託に係る信託行為

二 当該特定公益信託に係る事業計画書及び収支予算書
三 当該特定公益信託が認定を受ける特定公益信託に該当する旨を説明する書類

四 その他参考となる書類

4 主務大臣は、前項の申請に係る特定公益信託が租税特別措置法施行令第四十条の四第三項に規定する認定を受けるための要件を満たすものであると認めるときは、別記様式四による認定書を当該特定公益信託の受託者に交付するものとする。

別記様式一

租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託であることの証明申請書

令和 年 月 日

主務官庁 殿

公益信託の名称

公益信託の目的

受託者の名称

受託者の所在地

当公益信託は、租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託であることの証明をお願いします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B5とする。

別記様式二

番 号
租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託であることの証明書
公益信託の名称
公益信託の目的
受託者の名称
受託者の所在地
上記の公益信託は、租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託であることを証明する。
令和 年 月 日
主務官庁

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B5とする。

別記様式三

租税特別措置法施行令第40条の4第3項の規定による認定申請書

令和 年 月 日

主務官庁 殿

公益信託の名称

公益信託の目的

受託者の名称

受託者の所在地

当公益信託は、租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託であることの認定をお願いします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B5とする。

別記様式四

番	号
租税特別措置法施行令第40条の4第3項の規定による認定書	
公益信託の名称	
公益信託の目的	
受託者の名称	
受託者の所在地	
上記の公益信託は、租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託であることを認定する。	
令和 年 月 日	
主務官庁	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B5とする。